

平成 30 年度 大淀川学識者懇談会(第 1 回) 議事概要

日時：平成 30 年 4 月 4 日(水) 15:00～17:00

場所：国土交通省 宮崎河川国道事務所 別館3階会議室

I. 次第

1. 開会
2. 挨拶 宮崎河川国道事務所 所長
3. 懇談会の目的と規約、実施スケジュールの確認
4. 議事
 - 1) 大淀川水系河川整備計画の変更概要について
 - 2) 大淀川水系河川整備計画(変更原案)における意見聴取方法について
5. その他(今後の予定等)
6. 閉会

II. 主な意見等

【※青字は、事務局からの回答等】

懇談会の目的と規約、実施スケジュールの確認について

- ・ 宮崎県が管理している中抜け区間の整備計画も、この学識者懇談会で審議を行うのか。
→整備計画の策定・変更は、中抜け区間を含めた県管理区間も、この学識者懇談会で審議し、その後の事業再評価・整備計画の点検は、県管理区間は県の学識者懇談会、国管理区間は国の学識者懇談会で審議することとしたい。
- ・ 懇談会の委員について、今日は国管理区間のメンバーとして招集されていると理解しているが、県管理区間の懇談会のメンバーも同一のメンバーということになるのか。
→大淀川の整備計画変更については、国の学識者懇談会で審議し、それ以外は、宮崎県の学識者懇談会で意見を聞くことを考えている。委員については、国と県で若干、異なる。
- ・ 規約への記載の仕方はもう少し考えた方がよい。
→規約への記載は再考し、委員長あずかりという形にして頂き、次回の懇談会にて報告することとしたい。

1) 大淀川水系河川整備計画の変更概要について

- ・ 河口に津屋原沼があるが、直轄区間か。

→宮崎県管理区間であるが、国が代行して工事を実施している。完成した後は、宮崎県が管理することとなる。

- ・ 今、大淀川本川ではアカメの稚魚の住む場所はなく、津屋原沼から八重川、飛江田川にしかないという状況である。
- ・ 大淀川河口付近に丸島というのがある。以前、民地だから入れないという話を聞いたことがあるが、丸島が削られていき、丸島の砂が津屋原沼の入口付近に堆積するのは、問題ではないか。
- ・ 大淀川下流域は、タンポリを除けば、非常に単調で、余りいい環境とは言えない。アカメを保全するのであれば、河口域はもう少し考えた方がよい。

→資料-2の7ページにて説明

今回の整備計画の事業では丸島には触れないので、特段、配慮する記載はないが、基本方針には、丸島には良い環境があり、保全していくと記載している。河道を掘削する予定であるが、アカメが生息する場所は触らないという配慮は考えている。

- ・ 資料-2の24ページについて質問

目標とする流量が変わるということで、現行の流量だと、目標流量と河道流量の差が900m³/s程度あり、今回改定したことで1,400m³/s程度の差となっている。その500m³/sを遊水地と岩瀬ダムでどのように調節するのか。

→岩瀬ダムや遊水地でそれぞれ、どの程度調節するかは今後詳細に検討し、目標を達成出来るようにしたいと考えている。

- ・ 本文の50ページ(多様な動植物の生息・生育)以降についてコメント。

大淀川を代表する魚として、コイが出てきているが、ここに記載する必要はないと思う。大淀川にはオオヨドという名前のついた多数の生き物がいる。

1つは、オオヨドシマドジョウ。大淀川を代表するような貴重なシマドジョウ。宮崎だけ生息するので、記載した方がよい。

ツクシノイバラも大淀川を代表する貴重な植物。熊本では重要種だが、宮崎ではどこにでも生育するため、絶滅危惧種となっていないが、大淀川では記載しておいた方がよい。

岩瀬川に生育するオオヨドカワゴロモも50～53ページの中で記載して欲しい。

- ・ 53ページでは、タコノアシが、「県：絶滅危惧Ⅱ類」と記載しているが、57ページの表では準絶滅危惧と記載しているため、確認し、修正すること。

- ・ 本文の79ページ以降(表下の注釈)についてコメント

遊水地が何故、必要なのか。既存ダムでは、ここまでしか頑張れないということ、ほかにダムを整備する場所はないということ、そのため、遊水地が必要であるという論理の展開をしなければならない。そうでないと、遊水地をつくらなくてもダムをつくれればいいではないかということになってしまう。この洪水対策の記載は、少し丁寧にした方がよい。

- ・ 本文の95ページ(遊水地の整備)についてコメント

遊水地を整備する場所の方は、土地利用がどうなるかを気にされる。そのため、現在の土

地利用はそのまま継続するということなど、配慮した記載が必要ではないか。

- ・ 本文の 121 ページ(既設ダムを有効活用する取り組みを一層推進)についてコメント
「6. その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項」ではなく、もっと前の部分に記載すべきではないか。
- ・ 本文の 100 ページ(5.1.2 河川環境の整備と保全に関する事項)についてコメント
(1)の「河川改修、河川維持工事を実施する際には」というところに、「その影響を低減する」と記載しているが、「極力低減する」とか、「極力少なくする」など、そういう記載が良い。
- ・ 住民の子供さんたちを育てておられる世代にとっては、子供たちが遊べる環境づくりとか、昔、魚釣りをやったり水遊びをやった世代の人からすれば、親水性のある川づくりとか、そういったものに対する要求というのはものすごく大きいと思う。大淀川流域ネットワークとしては、天満橋の下の親水空間をいろいろと活用してそういった活動をやっているの、豊かなふれあいの場の整備というところは、現状を踏まえた記載にしてもらえると良い。
- ・ カヌーについて、上流の末吉町のカヌーは記載があるが、下流でのカヌーの利用の記載はない。大淀川下流でもこれまでカヌーの利用がしやすい整備を行っているため、記載した方が良い。
- ・ 資料-2 の 8 ページ(河川水辺の国勢調査のデータ)について質問
河川水辺の国勢調査のデータは、大淀川下流に 1 地点ということで、示されているのか。
→河川水辺の国勢調査をやる上で、調査ポイントというのは、典型性があり、場所の環境を考慮し、調査地点を幾つか設定している。下流区間の中にも複数地点ある。
- ・ どれぐらいの空間的広がりになるのか。
→その場の環境を捉えて場所を設定するので、下流だけでも、例えば県区間との境の柚ノ木崎橋あたりとか、5km 置きぐらいにあるのではないかと。調査地点は、アドバイザーの先生と相談して設定している。
- ・ 外来種の種数で、1 巡目、2 巡目ということで時間的な推移を示されているが、個体数とか量的なデータはないのか。
- ・ 重要種について、平成 3 年が一番古くて、平成 26 年までデータがあつて、その間に、重要種になった場合など、その辺は考慮されているのか。
→重要種の定義については、最新の情報で評価している。
→水辺の国勢調査というのは、定性的に見ていこうというもの。一定の努力量で、とり方とか、時間とかを一定にして、その場の環境で種数がどのくらい見つかるかなどの違いがある。
- ・ 資料-2 の 14 ページ(洪水流量の考え方)について質問
基本方針のほうでは、ピーク流量が $11,700\text{m}^3/\text{s}$ に対して河道の配分流量が $9,700\text{m}^3/\text{s}$ ということで、 $2,000\text{m}^3/\text{s}$ の分をどこかで処理すると思うが、整備計画のほうでは、ピーク流量が $10,500\text{m}^3/\text{s}$ に対して河道流量が $9,100\text{m}^3/\text{s}$ ということで、 $1,400\text{m}^3/\text{s}$ 。この基本方針と整備計画の配分流量の差が $600\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいあるが、将来にわたってダムの再生を行うのか。

→今回の整備計画は 30 年間でどういうところを実施するかを記載している。そのため、基本方針で想定しているダムの再生や遊水地整備の一部である岩瀬ダムや 3 つの遊水地を整備の対象としている。最終的には $2,000\text{m}^3/\text{s}$ を調節する必要があるが、今回の整備計画の中では $1,400\text{m}^3/\text{s}$ 分の施設を対象としている。

- ・ 整備計画(変更原案)の 82 ページ(4.2.3 高潮・地震・津波対策)について
「4.2.3 高潮・地震・津波対策」に「津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指します。」と記載しているが、これは、具体的に実施主体はどこを想定しているのか。どこが主体としてやっているものと連携するののかというのは記載した方が良い。
- ・ 「計画津波」に対しては、海岸における防御と一体なって」という記載は、一体何を指しているのか。河川が海岸でやっているという事業と一体となって河道内の津波対策を考えているのかというのが、分からない。

→海岸のところは、基本的には海岸堤防、あとは消波ブロックがずっと入っている離岸堤等があると思うが、河川整備計画が先行して、津波とか、地震とか、そういった新しい社会情勢の変化に応じた分できているところがある。ただ宮崎は、南海・東南海トラフ、非常に大きい地震を抱えている地域でもあるので、少し丁寧に記載する必要があるのかもしれない。文章については、再考させて頂きたい。

- ・ 整備計画(変更原案)の 8～11 ページ(1.1.5 歴史)について
本文そのものが、昭和になってからの展開になっているが、宮崎県や大淀川という話になると、外所地震の話が抜けている。小戸神社は、前は大淀川の河口にあって、外所地震で県庁の横に来て、それでまた橘橋の拡張で今のところに引っ越してきた。それから、対岸の福島町には、河口のところにあった集落が外所地震で引っ越している。そういったものを大淀川の歴史から抜いていいのかなという感じがする。小戸神社は一言あって、神社の写真が載っていて良いと思う。

→歴史と文化を最初の概要のところで記載できるか、少し再考させて頂きたい。

- ・ これから河川を整備していく上で重要な過去のインフォメーションは残すというぐらいのところでご検討いただければ良いのではないかと。後は、事務局と委員長に、最終的な整備計画本文の記載はお任せしていいと思う。
- ・ 整備計画(変更原案)の 82 ページ(4.2.3 高潮・地震・津波対策)について
3 つの言葉、「最大クラスの津波」、「計画津波」、「施設では守り切れない大洪水は必ず発生する」というところが括弧書きとなっているが、これは何かの引用なのか。

→引用かどうかは再度確認し、統一した記載に修正する。

- ・ 整備計画(変更原案)の 82 ページ(4.2.5 気候変動への対応)について意見
4.2.5 の気候変動への対応の「気候変動による外力の増大」というところで、さっき海岸における防御というのは何を指すのかというご質問もあったように、「外力」というのが何を指すのかを具体的にしても良いのでは。

→施設計画の対象となる「外力」は、100 年レベルの「計画津波」となる。

- ・ 既存ダムの有効活用とは具体的にどういふことを実施するのか。環境への配慮はどうなるのか。遊水地についても、動植物など、周辺の環境への配慮等はどうか。
→遊水地は、堤内地側、家がある方に整備するため、環境への影響よりも、社会的な影響の方が大きい。環境への配慮は全体的には実施していく。
- ・ 整備計画(変更原案)の 95 ページ(遊水地の整備)について
遊水地の施設名として、大淀川下流遊水地とか、①、②というのは、もう少し馴染みやすいとか、分かりやすい名称が良いのでは。
→95 ページの遊水地の施設名については、「仮称」であるため、記載方法は再考させて頂きたい。
- ・ 「最大クラスの津波」のときには、住民などの命を守ることを最優先としている。「施設では守り切れない大洪水」のときには、人命に加えて、資産・社会経済というところがある。それぞれこの言葉からとっているのか。
- ・ 文章の統一ということからすると、今ご指摘のあった「施設では守り切れない」の後に、「人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減できるよう努めます」ということで、「できる限り」というのが記載されている。後ろには記載していないところが出てくる。基本的に、水防災意識社会再構築の考え方として、計画規模を超える雨というのは自然の現象として絶対起こり得るのだと。そういった場合には、施設ではとても守り切れないが、それでもできるだけ頑張るといふこと、どうしようもないところではソフトでどうにかカバーしていくというのが基本的な考え方なので、この「できる限り」というのは物すごく重要な言葉。全編にわたって、「できる限り」という言葉を入れていくことが、大切ではないかと思う。
- ・ 整備計画(変更原案)の 96 ページ(既設ダムの有効活用)について
既設ダムの有効利用で、「岩瀬ダムを有効活用し、洪水調節機能を増強すること」と記載しているが、岩瀬ダムそのものには今も洪水調節機能は付与していて、それを強化するというとか。それは具体的にどうするのか。
→一般的に、ダムの嵩上げを行い、容量を増やし、その中に治水容量を確保する方法や嵩上げをしなければ、現在使っている、発電容量とか、不特定容量とかを治水容量に置き変えるという 2 つの方法がある。具体については、今後、関係機関と調整していく必要がある。
- ・ ダムの操作規程の見直しなどを柔軟に行うこともダム再生ビジョンには記載されている。
- ・ 岩瀬ダムの堆砂状況はどうなっているのか。河川流入部付近に堆砂がひどくて、治水容量を食ってしまうというケースが結構ある。そういった流入付近の浅いところの浚渫とかというのはメニューに入っていないのか。岩瀬ダムの堆砂状況等が分かれば教えて頂きたい。
→当然、堆砂はあるが、もともと堆砂するだろうと計画しているところまでは達していない。治水部分についても、まだ堆砂というのは起きていないような状況。ほかのダムでは、それを超えているようなダムもあるが、岩瀬ダムについてはそういう状況である。
- ・ 資料-2 の 9 ページについて

掘削区間の樹木や植物の移植をされているが、右岸の掘削で、貴重な植物の移植として、ウマノスズクサは良いが、ケヤキ等の樹木も移植している。下の図を見ると、コデマリとか、ホルトノキとか、ツツジとか、余り貴重でないものも移植している感じがする。貴重性をもう少し整理した方が良いと思う。

→ケヤキがその地域にとって大事な木という意味の貴重性もある。例えば、いろんな動植物の生息環境なり、繁殖環境として大事な木。その樹種そのものはたいしたことはなくても、残すべきという場合もある。

- ・ 九州北部豪雨のような大量の流木を想定した場合、流木の発生抑制や流木が色々な被害を及ぼすということについて、整備計画(変更原案)では、どういう位置づけになるのか。

→整備計画(変更原案)では流木への対応という記載はない。例えば、河畔林の適切な樹木管理を行うとか、漂着物に関して、できるだけ発生させないように、ごみを含めたところで啓発を行っていくという記載となっている。

→平成17年や平成5年に大洪水があったが、綾の照葉樹林に代表されるように、大淀川では針葉樹の割合が少なく、流木の被害が起きていないことから、記載していない。

→九州北部豪雨のときは、流木の河川に対する影響が非常に大きかったということで、国のほうも昨年度、中小河川の管理のあり方ということで重点施策を打ち出した。の中で、当然、今回は河川の整備だが、我々のほうでいくと溪流、要するに砂防関係というところでスリット式の、要するに流木だけを捉えるような施設に重点的に箇所づけもしているので、他機関との調整によって、そういうものを防ぐというのはあると思う。河川のほうではなくて、砂防施設とか、そういうもので流木をなるべく捉えるようにしておくという考え方はあると思う。

- ・ 40 ページの施設の能力を上回る洪水のところに、九州北部豪雨の記述は必要。
- ・ 資料-2 の 11 ページについて

霧島屋久国立公園は、霧島錦江湾国立公園に変わったのではないかな。

→再度確認し、修正する。

2)大淀川水系河川整備計画(変更原案)における意見聴取方法について

- ・ 住民説明会では、住民の方に伝わるような資料を作成して説明して頂きたい。例えば、斜め写真みたいなものを活用するなど、立体的なイメージを伝えて一般の方でもわかるような説明を心がけて頂きたい。
- ・ 高さと水平の縮尺が違うというのも一般の人は勘違いする。

→分かるように、記載する。

- ・ 住民説明会を開催されときの広報はどうしているのか。前回の整備計画のときは、住民説明会の参加者が少なかった。いかに集めるかということも工夫が必要なのではないかな。

→記者発表をさせて頂いているが、意見箱も設置しているため、そういった場所にも開催場所などをお知らせしたい。できる限りの広報をして周知することによって、ご参加を募るということを考えている。